

令和4年度 第3回東金市ガス事業運営委員会会議録

開催日時 令和4年11月4日（金） 午後1時55分から午後2時59分

場 所 東金市役所5階会議室

出席者 20名

第1号委員 鳥海 翔平委員、村上 大蔵委員、保科 勇委員、
(10名) 布施 満明委員、伊藤 博幸委員、清宮 利男委員、
前田 京子委員、小倉 治夫委員、塚瀬 一夫委員、
宮山 博委員

第2号委員 三須 芳雄委員、滝口 弘委員、村井 正和委員、
(10名) 清宮 美佐夫委員、向江 浩二委員、鈴木 善雄委員、
小高 幸弘委員、佐瀬 芳彦委員、土屋 和浩委員、
座古 英司委員

議 事 東金市ガス事業の経営改善について（答申・案）

会 議 概 要

— 午後1時55分開会 —

1. 開 会

副課長

開会にあたり委員出席者数をご報告いたします。委員総数21名、出席者数20名であり、東金市ガス事業運営委員会規程第7条第3項の委員会開催要件の定足数に達しております。ただ今より東金市ガス事業運営委員会を開会いたします。

2. 委員長挨拶

宮山委員長「あいさつ」

3. 市長挨拶

鹿間市長「あいさつ」

4. 議事

宮山委員長

規定に従い、議長を務めさせていただきます。議事に入ります前に、はじめに、ガス事業運営委員会規程第5条の規定により、会議録署名人の選出をしたいと思います。いかがでしょうか。

「議長一任」の声あり

ただ今、委員より「議長一任」の声がありました。各委員におかれては、そのようなことでよろしいでしょうか。

「異議なし」の声あり

それでは私から指名させていただきます。会議録署名人に市議会より保科委員、受益地区区長より清宮委員にお願いいたします。

続いて書記の任命をさせていただきます。書記につきましては、ガス事業運営委員会規程第6条第2項の規定により、「ガス課職員の中から」となっておりますので、ガス課の長谷川営業係長を指名したいと思います。よろしいですか。

(事務局として同意)

事務局の同意も得られましたので、長谷川営業係長よろしくお願いたします。

これより議事に入ります。答申・案は、これまで2回開催しましたガス事業運営委員会、委員の方々からのご意見等を、事務局のほうで調製したものとなっています。

それでは、議事1、東金市ガス事業の経営改善について（答申・案）について、事務局からの説明を求めます。

長谷川係長

会議資料に基づき説明

宮山委員長

こちらの答申・案について、ご意見・ご質問等がありましたら挙手をお願いします。

なお、コロナ感染対策として、発言、回答にあたっては、着座の上、マイクの使用をお願いいたします。

また、使用したマイクについては、備え付けの消毒用のシートで、ご自身で消毒をお願いします。それでは、いかがでしょうか。

前田委員

まずあのう、経営改善についての答申案に入る前に、ちょっとあの、前回2回の委員会の中で分からなかった点とか確認したい点があるんですけども委員長、質問しても良いでしょうか。

宮山委員長

よろしいです。

前田委員

はい、それではお願いします。まずあのう、ここにも答申案にも書いてありますが、3番目の健全経営に向けて料金の見直し等への取組の中で、下から2行目に計画的な施設更新などというふうにありますけれども、老朽管の入替等のその施設の更新にですね、どのぐらいの、まあ費用というのがかかるのか、現在あの建設改良積立金が6億5,800万円ありますけれども、どのぐらいの費用を想定をしているのか1点教えてください。それから2点目として、地方公営企業というのは独立採算制が基本だということが、前回の委員会の中でもありましたけれども、この公営企業法の中で、公営企業の本来の目的について謳われていますけれども、あらためてその目的について市の認識を伺いたいと思います。まず、その2点お願いいたします。

答. 馬場課長

それでは今2点ほどいただきました。まずは1点目の、今回の答申案の中の計画的な施設更新というところの部分でございます。こちらにつきましては、ガス事業の中では予算として収益的収支、こちらは毎年のいろいろな事業決算のお話の部分でございます、もう1点が投資財政計画という今後の資本的な収支の部分を、経営戦略の中で計画的にやっというじゃないか、というところの部分を見積もってございます。今後についても、導管の老朽化対策、或いは様々な施設の自然災害の対応なども含めまして、毎年度、概ね1億5千万円ぐらいをピークに、1億2千万円ぐらいまでの幅の中で年度の計画に沿ってということで、今現在、見積もりをして令和12年度までの10カ年の計画というところを見据えながらやっという計画を立ててございます。2点目地方公営企業ですね、公営企業の目的の部分でございます。当然、法の中に記載はしてございます、公共の福祉というようなところは言うまでも無いんですが、それに向かい私共の方、県内でも公営企業として実施をしている市町6団体ほどございますけれども、その中でガス事業者として、各需要家の皆さまに安定したガスを供給をしながら、かつ安価な価格でお届けをするというところで地方公営企業としてですね、住民の皆様にもそういった形の行政サービスをしていくという所が目的だというふうに考えてございます。

前田委員

まずあのう、施設の更新については令和12年までですね、1億5千万をピークに1億2千万円ぐらいを想定しているということなんですけれども、この答申案にも書かれていますけれども、額の平準化を図ると共に利益剰余金等を適切に活用することというふうにありますけれども、ここ数年、赤字が続いていて、で尚且つ老朽管の入替だとかも導管の入替だとかそれは計画的にやるっていうことは必要だと思うんですけども、そうすると更にその費用がこう赤字経営が続いて、更に料金の値上げということが今回の値上げをきっかけに、次の年も、また次年度もってというような形で値上げに道を開くものではないのかなというふうに、大変危惧をされる場所なんですけれども、今あの例えばその企業法の中で課長のほうから公共の福祉ということでご答弁、いただきましたけれども、やっぱりあの、公共の福祉なんですよね。そういう中で今、本当にあの社会情勢だとか、円安だとか物価高騰だとか、本当にあの大変な状況の中で、今回、こういう値上げをするというのはいかがなものかというふうに思いまして、私は反対の立場なんですけれども、あらためてお聞きをしますけれども、今回の値上げによる影響額というのが、私あの、お聞きをしましたら、6,800万円の負担増だというふうに聞いています。そういう中で答申でも言われていますが、社会情勢の変化や物価変動に対応した適切な料金体系になるよう、適時適切に料金の見直し・原価の算定を行うとあるんですけども、適切な例えば料金体系というのはどういうことなのか、この適切な料金体系についての考え方を1点お伺いをいたします。それからですね、今回値上げに対して住民の皆さんに本来だったらこういうことを検討していますということと事前に私は周知をすべきだというふうに思うんですけども、住民の皆さんに料金の値上げの検討についての周知は行っているのか、また今後、行う予定はあるのかお伺いをいたします。あと3点目に地方公営企業法の17条の3の補助についてなんですけれども、その部分で、災害の復旧又は特別な理由がある場合は一般会計又は特別会計から補助することができるというふうにあります。災害積立金はあの5億円。まああの以前、前回の答弁の中に妥当だというお考えがあったかなとお答えがあったかなというふうに思うんですけども、その根拠と災害時の復旧に伴う費用に対する一般会計からの繰入についてですね、どのように考えているのかお伺いをいたします。はいじゃあ、お願いいたします。

答. 馬場課長

3点ほどいただきました。適切な料金体系というところの部分でございましてけれども、私共の方で今回資料の方でも皆さまにご説明しましたとおり、実際にかかってくる原価という部分とその後に見合った収入が入ってくる、その均衡が取れているというところが適切な料金体系であるんだろうと考えてございます。当然、私共、地方公営企業という中で必要な経費は必要な収入で賄うという原理原則がございまして。そうした中では、掛かってくる費用に見合った収入をいただくというような形の料金体系が適切なものだというふうに考えてございます。

答. 長谷川係長

では私から事前の周知に関してご説明させていただきます。検針、こちらにつきましては、10月検針分からですね、検針票の方に現在、市のガス事業の方で経営改善に取り組んでいる旨の記載の方を入れさせていただいております。また、ホームページの方でも経営改善に取り組んでいる旨ですね、公開するようしております。あとまた今後につきましては同様に、ホームページですとか議会で議決を勿論、得ましたら料金変わるという事は、もっと丁寧に周知の方、してまいりたいと思っております。

答. 加藤係長

災害積立金に関しての部分なんですけれども、5億円の根拠としましては以前にもご説明したんですが、日本ガス協会の被害想定ツールというのがあります。そちらから算出する中で災害時の本管の入替ですとか、後は復旧救援隊の費用等、そういったものを含めた中で算出したものが約5億円というところで出ております。

答. 馬場課長

ただ今の災害の関係の補足をさせていただきます。前田委員から一般会計から災害時の繰入というお話をいただきました。ただ今加藤の方から5億円の災害準備金の実際の積立金の使途というんですかね、そこにつきましてはご説明したとおりでございますけれども、昨今の災害、非常に大規模、かつ、すごく短い周期で日本全国いろんなところで災害が起きてございます。そうした中でこの災害準備積立金、いくら有れば良いかというところの議論につきましては、皆さま立場によっていろいろと難しい部分がきつと有るんだと思います。私共の方では一応、日本ガス協会のシミュレーションなども使いながら、5億円というものを一つの適正な額という形で積んでございますけれども、具体の大きい災害があった際、これ以上にかかるというところが当然、発生すれば、この準備積立金で不足する。その場合については、市財政当局の方といろいろと相談をしながらですね、その時に必要な額について支援をしていただくための協議・調整を進めていければというふうに考えてございます。

前田委員

えー、まず、住民の皆さんへの周知なんですけれども、私ちょっと市ガスでは無いので検針票見てませんけれども、経営改善に取り組んでいますという旨の文言があるということだったんですけれども、それは値上げをしますよ。値上げを今、想定、考えていますよとか、そういった文言になっているのかどうか確認をさせてください。それとですね、あと災害の積立金なんですけれども、大規模災害が起きるかもしれない、まあ各地で起きているという状況の中で、この5億円以上かかれば一般会計からみたいなそういうご答弁だったと思うんですけれども、この第17条の3、もう1回繰り返しますけど、災害の復旧又は特別な理由がある場合は一般会計又は特別会計から補助することができるというふうにあって、国からは慎重に取り扱うようにという通知が来てるということなんですけれども、特別な場合、災害等があったらこれは一般会計から繰り入れて災害復旧に取り組みなさいよということですから、私この5億円というのが本当にこんなに5億円も積み立てておく必要は無いというふうに思います。えー、先ほどあの本来のこの目的について住民の福祉、ということも、公共の福祉ですねっていうことで課長の方から答弁がありましたけれども、やっぱりこの積立金の活用についてはこれまで本来の目的で活用することを前提として考えてるっていうことなんです。当然この公営企業会計っていうのは独立採算制ですけれども、先ほど言ったように災害だとか特別な場合には一般会計から繰り入れができる、これは絶対してはならないということでは無いと思うんですね。そういう通知、国からの指導はあるかもしれないんですけれども、これは一般会計から繰り入れてはいけないというふうになっているのかどうか確認をさせてください。こういうあの災害積立金だとかあと建設改良積立金、まあ計画的さっきあのおう、だいたい費用についてはご答弁ありましたけれども、その一部だとか一般会計からの繰入をすればね、6,800万円の負担増を強いるのであれば、それだけの部分を取崩しをして入れれば今回、本当に円高だとかコロナだとか本

当にあの物価高騰で住民の皆さん、値上げラッシュの中で市民の皆さんの暮らし・生業こういったものを守るためには本来は一般会計から繰り入れをして、負担を軽減をすべきだというふうに思います。先ほどの答弁でも確認しましたがけれども、やっぱり本来の目的は公共の福祉ですから、そういう点からこの市ガスは市民生活を支える大事なライフラインですから、値上げを強行するという事は住民の福祉増進を図るための私は自治体の責務の放棄だというふうに思いますので、この点について市長今日いらっしゃってるので、市長にお伺いをしたいというふうに思います。そういった点から私は答申・案には、この特に3番目ですね、健全経営に向けた料金の見直し等への取組というところの適時適切に料金原価の算定を行い、つまりこれ値上げですから、こういった答申・案には賛成が出来ません。2点ご答弁いただければと思います。

答. 鹿間市長

今、前田委員の方からですね、ガス事業の長期的な安定についてというご質問だと思いますけれども、この諮問をした中身につきましては昨今のガス事業を取り巻く環境として単身世帯が増加する、そして、そのようなことからガスの使用量が減少している。それからまた、この頃家庭ではオール電化ということで、ガスの使用量も減ってきている。それに加えてですね、昨今、ガスの原料の価格高騰等がありまして非常に経営が厳しい状況になってる。従前には一生懸命ですね、市民生活の向上に寄与すべく、安定した経営をですね、目指してきたところなんですけれども、なかなかそこが非常に厳しくなってきたもので今回の諮問をお願いしたようなところでございまして、現状ですね、非常に厳しい面もありますから、その辺をご検討いただきたく、諮問させていただいたというような状況でございまして、よろしく申し上げます。

答. 長谷川係長

では私からは、周知の内容についてご説明させていただきます。検針票の内容につきましては、健全経営に向けて現在、あの経営改善に取り組んでいるという旨の記載はさせていただいているところで、料金改定ですとか値上げという文言については入れてはいないです。

答. 馬場課長

それでは前田委員から地方公営企業法に基づく一般会計からの補助の関係の考え方というところの部分でご質問がございましたので、そちらは前回の中でも国からの指導内容等につきましてはお話をさせていただいた訳でございましてけれども、基本は私共の方で、実際にいろんな経営をしている形の中で特別な理由の部分、そこは災害のような場合、或いはそれに準じるような企業外の要因でございまして、あくまでも企業外、日常的な経営に関わる損失ということでは無く、あくまでも企業外の要因というような所の部分で所要の経費を賄うことが出来なくなった。こういった時に実際にそれを真にやむを得ないというような運用の仕方をしているという考え方でございまして、私共の方でですね、具体として一般会計からの繰入というところにつきましては、そういう考え方の中で、市財政当局とも調整を図らせていただきましたけれども、基本的には実施をしていかないという方向性でございまして。

前田委員

えっとまずですね、住民の皆さんへの周知なんですけれども、今経営改善に取り組んでいるということで値上げについての文言は無いということです。で、これについては、いつ、住民の皆さんに周知をされるのか、その経営改善に取り組んでいるというふうに住民の皆さん、見た時に値上げだというふうにはあまり考えない・考えられないんじゃないのかなというふうに思うんですね。本来その12月議会で、まあ議案を上程するというで聞いていますけれども、本来は値上がってから住民の皆さんに伝えるというのは私はあってはならないというふうに思います。こういうふうな検討をしていますという住民の皆さんの声をきちんと聴いてそれから私はえー、まあ値上げは反対ですけれども取り組むべきだというふうに思いますので、今後の住民の皆さんへの周知、パブリックコメントの実施も含めてですね、どのように考えているのか再度お聞かせ願いたいと思います。あと繰入の関係ですけれども、企業外のものについてということなんです、これは私聞いたのは必ずこれについては従うべきものですか。法的な根拠がありますかという事を聞いているので、あくまでもこれは東金市、今、市長が経営が厳しいというふうにおっしゃってましたけれども、経営が厳しいから東金市として法的根拠、法的根拠というか守らなければならないというものでは無いけれども東金市として値上げをするんだということなのか、もう一度確認をいたします。あと最後に市長から、原料の高騰、経営が厳しいのでということでしたけれども、だからといって私は住民の皆さんに6,800万円もの負担増を強いるべきではないというふうに思いますので、こういった本当に物価高騰で年金も下がって本当に大変な状況の中で、こんな6,800万円もの負担増を強いるのかと私は本当にあの、この点については納得がいきませんので、この答申・案の3番目、健全経営に向けた料金の見直し等への取組については削除すべきだというふうに思います。答申・案には反対をいたしますので、まずこの点あの質問しますので、ご回答いただければなというふうに思います。

答. 鹿間市長

要は、安定経営に努めるべきで、それはですね、値上げにつなげないで内部努力で何とかなるのではないかなと、そのようなご質問だったと思うんですけども、先ほど申し上げましたように、社会情勢の動向や変化にですね、的確に対応しながらですね、1つのガス企業として健全経営をですね、継続していくためにはどのように対応していったら良いのか。そういった所を踏まえてですね、今回の諮問となった次第ですもんで、その辺をご理解いただければなと思っております。

答. 馬場課長

それでは私の方から、地方公営企業法の中の実際の考え方という所の部分でございます。地方公営企業法の第17条の3では、一般会計或いは他の会計から、補助することが出来る。出来るという規定にはなってはございます。私共の方の中では、財政側とも調整はさせていただきますけれども、あくまでも一般会計につきましては税。要は税負担の方々によるお金というところが一般会計の原資でございます。一方、私共企業会計につきましては需要家の皆さまからの使用料が原資になってございます。基本的には税の納付者と需要家が必ずしも一致はしていないというようなところからは、その部分は慎重に判断をしていかなければいけないんだろうというような財政側からの意見もございまして、私共の方の考え方の中でもあくまでも必要な経費は必要な収入で賄う独立採算という原則に沿って、そういう運用をしていくというところで考えてございます。あと周知の観点でございます。

実際、今の段階で経営改善に向けてというところの部分で先ほど長谷川の方から答弁をしましたように現在は進めてございます。そして、このガス事業運営委員会の中でその方向性というんですかね、そちらが明確になっていない段階で安易に幾らの幅で値上げをしますというようなどころの部分というのはなかなか示すのも難しいのかなというところもございますので、私共の方では今現在、料金の適正価格への見直しを検討していきますという旨で留めているという状況でございまして、今後12月議会を踏まえた中で、必要な手続きというんですかね、皆さまへの必要な周知というのを図っていければというふうに考えてございます。

前田委員

市長は今、内部努力で何とかしなさいと、私言ってる訳では無くて、先ほど課長からもその地方公営企業法の目的は、経営の基本的原則は、公共の福祉を増進するように運営されなければならないというふうにあるんですね。ですから、一般財源を繰り入れてこういうコロナ禍や物価高騰で市民の皆さんの暮らし、大変な中で本当に苦しんでる方もいらっしゃるかと思いますので、そういう中で一般財源を繰り入れて、今回は値上げを私は中止をすべきだというふうに申し上げてるっていうことをあらためて市長、内部努力とおっしゃってるので、内部努力では無くて一般会計からきちんと繰り入れをして値上げを阻止・値上げを中止をすべきだとそういうふうに私は発言をしたので、ちょっと誤解があったようなので申し上げます、私はこの提言には反対だというふうに主張しておきます。

伊藤委員

はい、では1点だけ質問します。私はこの答申・案を作成するに当たりこの原案どおり進めることに賛成する立場でありますけれども、まず第一にこのコストの縮減への取組に関してですけれども、前回、鳥海委員の質問に関して、これまでのコスト削減による実施内容の一覧等々を見させていただいても、これまでも企業としてですね、きちんとコストの削減に効率的に努力をされているということを理解させていただきました。更にこの3点目の部分ですけれども、健全経営に向けた料金の見直し等への取組でありますけれども、円安、更には世界的経済の状況ですとか、物価の高騰、その中でもこれまで千葉県内で2番目ですかね、2番目に安い料金体系で今まで行ってきたという現状。更には本市における全世帯数における約15,000世帯という市ガスの普及状況。更にはプロパンと市ガスの立方メートル当たりの単価の違いなんかも考えますと、あの受益者の負担というんですかね、そういうことを考えるとやはり料金改定・見直しはもう必要なことであると考えています。で、ここで基本的な質問するんですけども、今後、更に社会情勢等々が変わってですね、一般供給分の価格改定がもし必要になった場合、やはりこれ1年間据置で1年毎に考えていくのか。ちょっとそのことをお伺いしたいと思います。

答. 馬場課長

ただ今、伊藤委員からご支援をいただく旨のご意見をいただきましてありがとうございます。そうした中でですね、価格の部分でございます。今回の答申・案の中で下から4行目の部分でございまして、あくまでも今回、基本的には令和5年から7年までの3年間の料金原価算定期間という中で、実質的な料金表ですか、そちらの見直しをさせていただきまして、当然毎年度、決算がございまして、それぞれの年度の状態を見ながらですね、昨今のこういう非常に物価高、いろんな人件費の高騰等の影響もご

ございますので、経営として安定したものとならないということであれば当然値上げも考えますし、逆にある程度、黒字が非常に進んでですね、物価もある程度沈静化して、今回の原価算定で黒字がかなり出るというような状況になれば、当然料金の見直し、値下げという方向ですね、そういったことについてもフレキシブルにというんですかね、臨機応変に対応していければというふうに考えてございます。

村上委員

私はですね、あの、前回、前々回のこの会議を経て、いろいろ個人的にも検討した結果やはり今回については、いたしかたない。賛成せざるを得ないという判断に至りました。その理由としては、やはり過去には値下げも敢行しているということがまず1つ。それから2つ目にはやっぱり昨今のこの財務状況を考えるとですね、安定改善させるためには一時的なカンフル剤を打つだけではやはり少し不安が残ると。そういったことでは無くて総合的に俯瞰してみて対応していくべきではないかということが2つ。それから3つ目にはやはり公共の福祉であればこそ、やはり長い目で見て現在の社会情勢に沿って対応していくべきだろうというように思います。そこでまあ私も最終的な判断は賛成と考えますけれども、ただ1つだけ。この答申・案にあります下から3行目。需要家の理解が得られるよう必要な手順を踏むこと。これを1番重要じゃないかなと思いますけれども、これについてスケジュール感と具体的にどう説明していくのか、そのあたりちょっと教えてください。

答. 長谷川係長

今後のスケジュール感についてでございます。本件につきましてまず先ほどお話ししましたように12月議会に上程予定でございます。こちらの議決を得た後にですね、ホームページですとか広報ですとか、そういったところでまず周知を図ると共にまた需要家の皆さま方へ直接料金が変わるという事を周知できるように努めてまいりたいと思っております。

鳥海委員

まず、はじめに前回の資料で足りないと言った部分、今見させてもらって、当然もう経営努力しているというのが分かりましたので、私も今回のこの答申・案については賛成の立場で1つ意見させていただきたいんですが、先ほど前田委員の質問の中で導管の老朽化等のほうでピークで1億5千万円で令和12年度までというので、かかるのではないかと行ってましたけども、これってその、建設改良積立金とかからの出るお金だと思うんですが、この答申・案の1番のコスト削減の取組の部分で、その次代の技術革新がすさまじく、コスト面においても効果的な新技術の導入についての検討を深化させることっていうふうにあるんですが、これもこういった新技術の導入等っていうのも、建設改良積立金等から出るお金なのか、まずそこをお伺いいたします。

答. 吉田係長

導管等の入替工事に関わる部分、建設改良の部分ですね、こちらにつきましては、今現在予定されているものの中においては、損益勘定留保資金というものですとか、そういったものの中で賄えて行けるものと思っております。また新技術の導入にあたりましては、資本的支出に係る、そういう建設改良に係る機械装置ですとか、そういった部分での新技術にあたりましては、場合によっては建設改良の使用も有り得ますけども、例えば前回出していたスマートメーターとかに関しましては、消耗品の扱いになってまいりますので、そ

うした場合には収益的収支という形の中で損益の部分ですね。そういった形のガス事業費用として計上されますので、その場合には建設改良積立金を使うことはありません。

鳥海委員

はい、分かりました。私も値上げに関しては、まあその、賛成って言うとアレなんですけども仕方ないのかなと思うんですが、その多分、第1回から質問出てるんですけど、その建設改良積立金、そんな使われてないんじゃないかなって、ずっと貯まってる部分が有るんで、先ほど前田委員が言った、そんなに災害とかの積立金要るのかなって、私もちょっとそこは思ってしまうので、これが明確に使われる、その、今、事業の計画等有るのか、再度それだけ質問お願いいたします。

答. 加藤係長

現在進められている中でいう部分では、今、大口の需要家の方が何件か問い合わせの方が来ていて、そちらを広げていくためには新たに導管を入れたりですとか、導管のほう太くしたりですとか、あとはガバナーと言って、ガスの圧力を調整する施設を改良、改修ですかね、していかなければいけないという所で、その部分が現在進行形というような形で進んでる。進んでるといえるか、検討している部分になります。

鳥海委員

すいません、ではその金額等、教えてもらえると。

答. 加藤係長

ある程度、ざっくりとした金額にはなってしまうんですが、あのガバナーの改修のほうで約1億5千万円ほどの金額を今、出しております、あと、中圧導管のほうの新設・ループ化といった部分で1億5千万円。あと、ガバナー監視の無人化という、まあ今の大口の話とはまた別の部分になるんですが、その辺で3千万円。それ以外の部分では導管のポリエチレン管化というところで金額のほう、先ほど毎年1億何千万円といった部分でそういったものを足した中で建設改良積立金の6億5,800万円という部分に充てるといえる形で算定しております。

保科委員

私の方からは、先ほども出てました、あの鳥海委員が要望した、これまでのコスト削減等の効果云々の資料なんですけども、これを見させてもらった時に、いろいろやられてんだなと思うんですが、確認ですけども、ほとんど委託業務を直営でやるようになったということで、特にガバナーの巡回点検とか漏洩調査とか。この辺は職員の方が資格なり何か必要なものは揃えてあったのかなというのはちょっと思いました。それをちょっと教えてください。それから直営でやるために、あえて職員の増員は無かったんですよっていう確認と、それと下の方で業務改善によるコスト効果なんですけど、ここでは手当とか給料、手当の削減とか職員の1名減らしてるとか、まあこういったことまで書かれてるとなると実際、そこで働く人は、仕事量が増えて手当・給料が下がるというように受け取れるんですけど、こんな感じでモチベーション大丈夫なんですかね、と。そちらの方の経営の方は大丈夫なんですかという確認をいたしたいと思います。

答. 加藤係長

資格の件ですけれども、職員の方で大多喜ガスというところで講習の方受けるものがありまして、それでガスのいろいろな業務ができるというものがあるので、そちらを受けることによってそういった点検業務ですとか、ガスに関するものがやれるという部分で職員の現場とかの教育とかも含めて撤去であったり、ガバナー巡回であったり開栓等、そういった部分でもやることによって縮減したという。その資格をもってそういったものが可能になるという形です。

答. 馬場課長

ただ今の、コスト縮減にあたっての、その資格の話、加藤のほうから出しましたけれども、反面ですね、これらについて業務を委託をして実際の専門の業者さんをお願いするところの部分は、それはそれで効率的という一面はありますけれども、逆に職員の方でやることによって実際に自分たちの施設を自分たちの目を見て、或いは何処に導管が入っているというような所の確認という作業等にもなりますので、メリット・デメリットの部分がそれぞれにあるかと思えます。ただ、昨今様々な業務が多様化して職員に係る負担という部分でモチベーションのお話ご心配いただきました。確かに実質的に前回の料金見直しからですね、人員的には今1名減という形で臨んでございます。またあの時間外等の手当につきましてもですね、皆でいろいろと知恵を出し合っていてという中でコストの縮減にどういうふうにつながっていくかというような話を、まあ前向きな検討の中で進めていただいたというふうには理解はしてございますけれども、今後の中で実質的に職員がメンタル的な面ですね、そういった形の中で厳しくならないような所の部分は管理職含めてですね、係長以上で毎週打合せをしながら、そういったところのケアなんかも今しているというような状況でございます。

清宮委員

えー、じゃお願いします。基本的に賛成の立場なんですけれども、いくつか答申・案についてお聞きをしたいと思えます。3番目のところの下から2行目のところからなんですけれども、計画的な施設更新など資産への投資については額の平準化を図ると共に、ここまでは良いんですけれども、利益剰余金等を適切に活用することってあるんですけれども、等というのは何を指すのか、お聞きをしたいのこの利益剰余金っていうのは令和3年度で無くなってると思うんですけれども、ここでいう利益剰余金っていうのは年度内の利益が出たものを指して言ってるのか、その点について先ずお聞きをします。

答. 吉田係長

利益剰余金等ということでございまして、最初に利益剰余金という中にはですね、先ほど出ております、建設改良積立金ですとか、災害準備積立金。で、今現在、あと残っておりますのが利益積立金。それであるとは未処分利益剰余金というものに関しましては令和3年度の決算においてゼロになってしまったというところでございます。あと利益剰余金等ということでございますが、こちらにつきましては、損益勘定留保資金ですとかそういったものの繰越の部分もございまして、そういった部分を指しているものということで理解しております。

清宮委員

等のほうのアレなんですけども、実際、その、勘定科目と金額っていうのはどれくらいを指して言っているんでしょうか。

答. 吉田係長

損益勘定留保資金、過年度分でございますが、こちらにつきましては、令和3年度の決算の時点で2億4千万円ほどでございます。

清宮委員

大きいのはそれ1個？ もっと他にいっぱい有るんでしょうか。

答. 吉田係長

損益勘定留保資金につきましては、決算書上の何て言いますか、決算書の貸借対照表等には記載される部分はないので、企業の中でその辺は適切に管理するという形で進めて、管理しております。

清宮委員

じゃあそこから話を変えまして、前も質問してあるんですけども、あの昨夜もそうなんですけど地震が起きたり近年、台風が大型化したりして自然災害が発生する。それも甚大な影響を与えることが多くなってきている訳なんですけども、昨年度、令和3年度は西中供給所の自家発電の設置工事行ってる訳なんですけども、まだまだ、こういう何でしょうかね、災害が起きた時のこの電力が回復するまでの間、電力の確保しなきゃガス使えなくなってしまいますので、その辺のこの自家発電設置工事とかっていうやり方ですね。今回のこの考えの中には含んでいるのか、含んでいるのであれば年間どれくらいの工事費を計画をしているのか、お聞きをしたいと思います。

答. 馬場課長

自家発の設備につきましては令和元年の台風を踏まえまして昨年、西中の方に自家発の設備を設けております。今現在、ガス課の事務所のほうにも自家発の設備がございまして、あと丘山台の供給所につきましては、電力量も少ないということで、可搬式の発電機ですか、そういったものを持ち込みながらということでガスの供給については問題無いという形の検証してございますので、自家発というところの部分の予算は、今後の中では今のところ経費としては考えていないという状況でございます。

清宮委員

今度の監査委員の委員会のほうで、今回その自然災害に対しての発電機等の実際に機械が動くのか動かないのか、また、その機械を誰が動かすことができるのかっていうようなことで監査に行くんですけども、今おっしゃいました丘山台のところです、季美の森とかその辺ですね、多分、持てるタイプの物を持っていくんだと思いますけども、その動力になるガソリンとか何をお使いかわからないけどもディーゼル使ってるのか分かりませんが、それが何分持って、逆に言えば、それを補給する手当とかそういうのは出来てます？ じゃあ、あともう1点ですけども、1番の所のコスト削減の取組っていうところのちょうど真ん中ごろで職員の意識改革を促しつつ予算執行方法の改善等、できるものから着実に実行に移すことってあるんですけども、これは具体的にどういう内容をおっしゃってるの

か、お聞きしたいと思います。

答. 馬場課長

まず職員の意識改革の部分ですけれども、こちらにつきましては、この答申をいただく以前から言うんですかね、職員に対しては、当然、促していますが、今、来年度の予算編成の時期になってまいりまして、作成に向けまして私共、市全体としての予算編成方針が示されますけれども、それ以外にですね、ガス課の中ではそれに向けた方針というものを作成して、各職員にそういうことを伝達しながら、昨今の経営状態、或いは今後取り組まなければならない事項等につきまして、書面をもって教育をしていく。そういった形で日々ですね、職員が実際の経営の一翼を担っているんだ。というところの自負を持っていただくというような形で改革を促していく、という考え方でございます。それと予算執行方法の改善等という所の部分でございますけれども、こちらにつきましては、監査の中でもご指摘をいただいているとおり、ガス課につきましては、実際の競争入札として実施をできてない業務というのも未だ幾つかございます。こちらについては監査の中でも毎度ご指摘をいただいているとおりでございます。そこに向けては、まずは業者の名簿登録というんですかね、実際に競争入札をしていただくための業者さん方に名簿に登録をしていただいて、という作業が必要になってきますので、そういった措置を取りながら、より価格を競争していただいてというところから、まず出来るものから着手をしていくというような考え方で記載をしているところでございます。

清宮委員

まあ最後にちょっとお願いなんですけれども、職員の意識改革っていうところで言うのでしたら、まず、このガス事業は地方公営企業であり、皆さんから出てますけれども、独立採算制が原則ということですので、まずそこをしっかりと頭に入れていただきたいということと、予算執行の改善って言われてるんですから、まず自分たちが作った予算書、予算案を議会に通して認められれば、その予算案に沿った予算執行をしていただきたい。基本的には赤字が出ないような運営方法に持って行っていただきたいと個人的に思っておりますので、その点についてよろしくお願いたします。

宮山委員長

他にございませんか。無いようでしたら、議事1、東金市ガス事業の経営改善について答申・案に関する質疑については、これで終了といたします。これより、採決いたします。答申・案について、原案どおり決することに、ご賛成の方は、挙手をお願いします。

挙手多数であります。よって、東金市ガス事業の経営改善について、答申・案は、ガス事業運営委員会規程第7条第4項の規定により、原案どおり決定されました。なお、決定されました答申案の字句などの整理については、委員長に一任願います。

以上をもちまして、本日のガス事業運営委員会を終了させていただきます。

午後2時59分閉会